後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給に関する取り組み事項

（1）　後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、患者さんの医療費負担の軽減や医療保険財政の健全化を図るため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に推進しております。

後発医薬品の採用にあたっては、品質、有効性、安全性および安定供給に関する情報を十分に収集・評価したうえで選定しております。

そのため、患者さんへ処方する医薬品について、後発医薬品を使用する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（2）　医薬品の供給不足時の対応について

当院では、患者さんに必要な医薬品を継続して提供できるよう、薬品の供給状況を把握するとともに、地域の医療機関や薬局等と連携しながら、適切な医薬品の確保に努めております。

医薬品の供給状況によっては、治療上必要な医薬品を継続して使用していただくため、以下の対応を行う場合があります。。

- 同一成分の医薬品への変更
- 同等の効果が期待できる医薬品への変更
- 同一成分の他メーカー製品への変更
- 処方日数の変更

なお、医薬品を変更する場合には、患者さんへ十分にご説明したうえで対応いたします。

ご不明な点やご心配なことがございましたら、主治医または薬剤師までお気軽にご相談ください。